

# 愛知県における協同農業普及事業の概要について

農業経営課普及企画グループ

## 1 協同農業普及事業とは

農業改良助長法に基づき、国家資格を持った普及指導員が、直接農業者に対し農業技術・経営に関する支援を行う事業のことで、国と都道府県の協同事業として実施している。

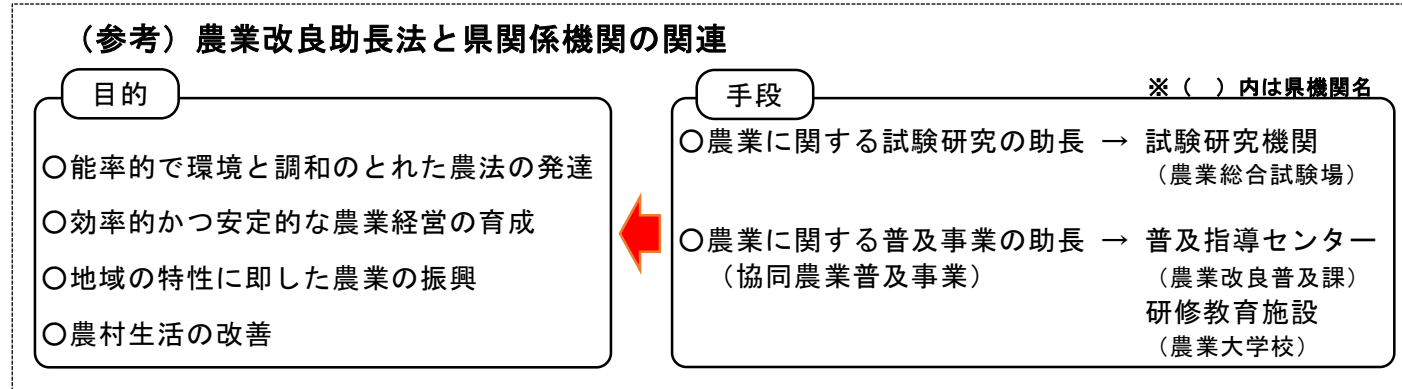
具体的な支援内容は、生産性の向上や農作物品質向上のための技術支援、効率的・安定的な農業経営のための支援、農家生活の改善のための支援等である。

## 3 協同農業普及事業の実施に関する方針における普及指導活動の課題

- (1) 意欲ある担い手の確保・育成  
経営感覚に優れた基幹経営体の育成や多様な担い手の確保・育成に努める。
- (2) 産地の収益力向上に向けた取組の支援  
生産技術力、販売企画力、組織力の強化等、産地の収益力向上の取組を支援する。
- (3) 環境と安全に配慮した持続可能な農業の推進  
環境と調和した栽培技術の確立と普及の取組を支援する。
- (4) 活力ある地域づくりに向けた取組の支援  
地域の多様な担い手がやりがいを持って農業生産に取り組める地域づくりを支援する。

## 4 愛知県における普及指導組織の体制

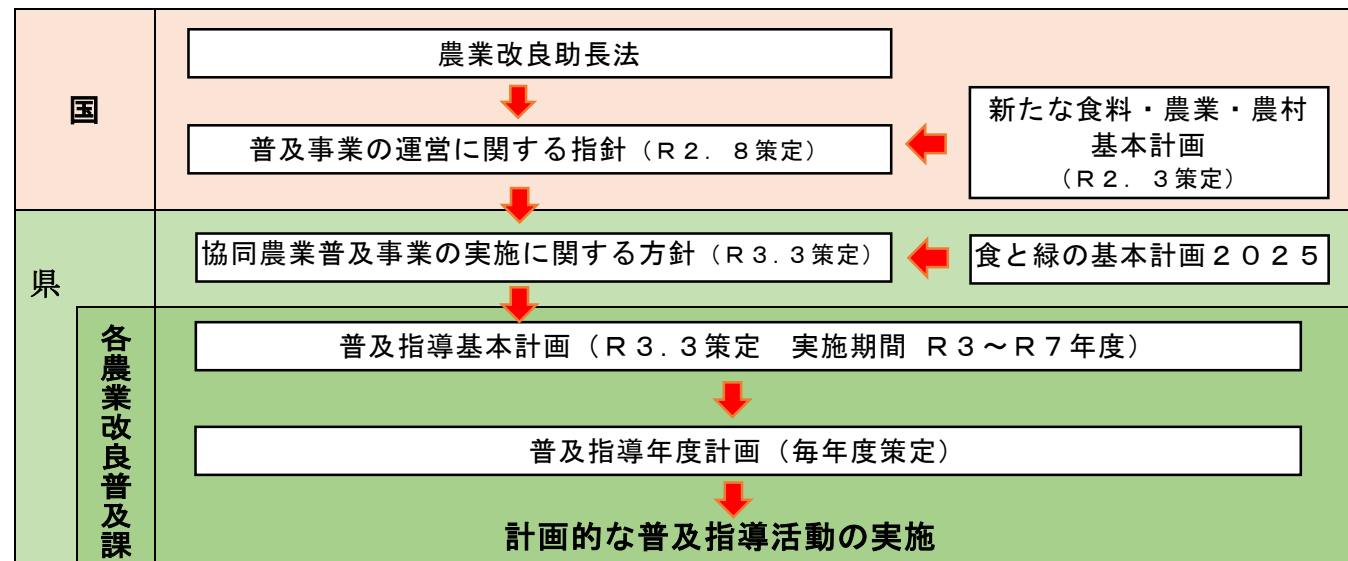
- (1) 農業総合試験場普及戦略部  
県域を担当する普及指導員を22名配置。高度な専門性を有し、県域課題の解決、各農林水産事務所の普及指導活動の調整、普及指導員の資質向上に関する業務を担う。
- (2) 各農林水産事務所農業改良普及課  
県内7か所にある農林水産事務所に8か所の農業改良普及課（4駐在室）を設置し、普及指導員等を186名を配置。各地域に密着して、担い手の育成や技術・経営課題の解決を図る。



## 2 愛知県における協同農業普及事業の運営

- 協同農業普及事業の実施にあたり、国と都道府県が基本的な方針を明確化・共有するため、国が普及事業における基本的課題等を示した運営指針を策定。
- 県は、農林水産業のあり方を位置づける「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の基に5か年を計画期間とする「食と緑の基本計画」を策定している。協同農業普及事業においては、この施策の実現に向けて「協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定し、実施方針に沿って、農業改良普及課単位で普及指導計画を策定し、普及活動を行う。

### 法律、指針、方針等に基づく計画的な普及指導活動の実施



No.	普及指導センター名称
①	農業総合試験場普及戦略部（農業革新支援センター）
②	尾張農林水産事務所 農業改良普及課（尾張農業普及指導センター）
③	尾張農林水産事務所 農業改良普及課 稲沢駐在室
④	海部農林水産事務所 農業改良普及課（海部農業普及指導センター）
⑤	知多農林水産事務所 農業改良普及課（知多農業普及指導センター）
⑥	西三河農林水産事務所 農業改良普及課（西三河農業普及指導センター）
⑦	西三河農林水産事務所 農業改良普及課 岡崎駐在室
⑧	西三河農林水産事務所 農業改良普及課 西尾駐在室
⑨	豊田加茂農林水産事務所 農業改良普及課（豊田加茂農業普及指導センター）
⑩	新城設楽農林水産事務所 農業改良普及課（新城設楽農業普及指導センター）
⑪	新城設楽農林水産事務所 農業改良普及課 新城駐在室
⑫	東三河農林水産事務所 農業改良普及課（東三河農業普及指導センター）
⑬	東三河農林水産事務所 田原農業改良普及課（田原農業普及指導センター）

農業総合試験場普及戦略部 及び 農林水産事務所農業改良普及課の位置

普及指導員の推移

年度	普及センター数	普及指導員等人数	対2003年度比
	か所	人	%
2003 (H15)	11	269	100
2008 (H20)	8	224	83
2013 (H25)	8	211	78
2019 (R1)	8	209	78
2020 (R2)	8	207	77
2021 (R3)	8	208	77
2022 (R4)	8	208	77

2004 (H16) 農業改良助長法改正  
 2006 (H18) 協同農業普及事業  
 (人件費相当額) 税源移譲

農業改良普及課における普及指導員の年齢構成 (2022 年度)

	尾張	海部	知多	西三河	豊田加茂	新城設楽	東三河	田原	戦略部	総計	割合 (%)
～29歳	3	0	4	9	1	9	7	7	0	40	19.2%
30～39歳	9	5	3	5	5	4	6	4	1	42	20.2%
40～50歳	8	3	4	9	3	1	4	2	8	42	20.2%
50歳～	10	7	8	11	11	6	10	8	13	84	40.4%
計	30	15	19	34	20	20	27	21	22	208	100%
割合 (%)	14.4%	7.2%	9.1%	16.3%	9.6%	9.6%	13.0%	10.1%	10.6%	100%	

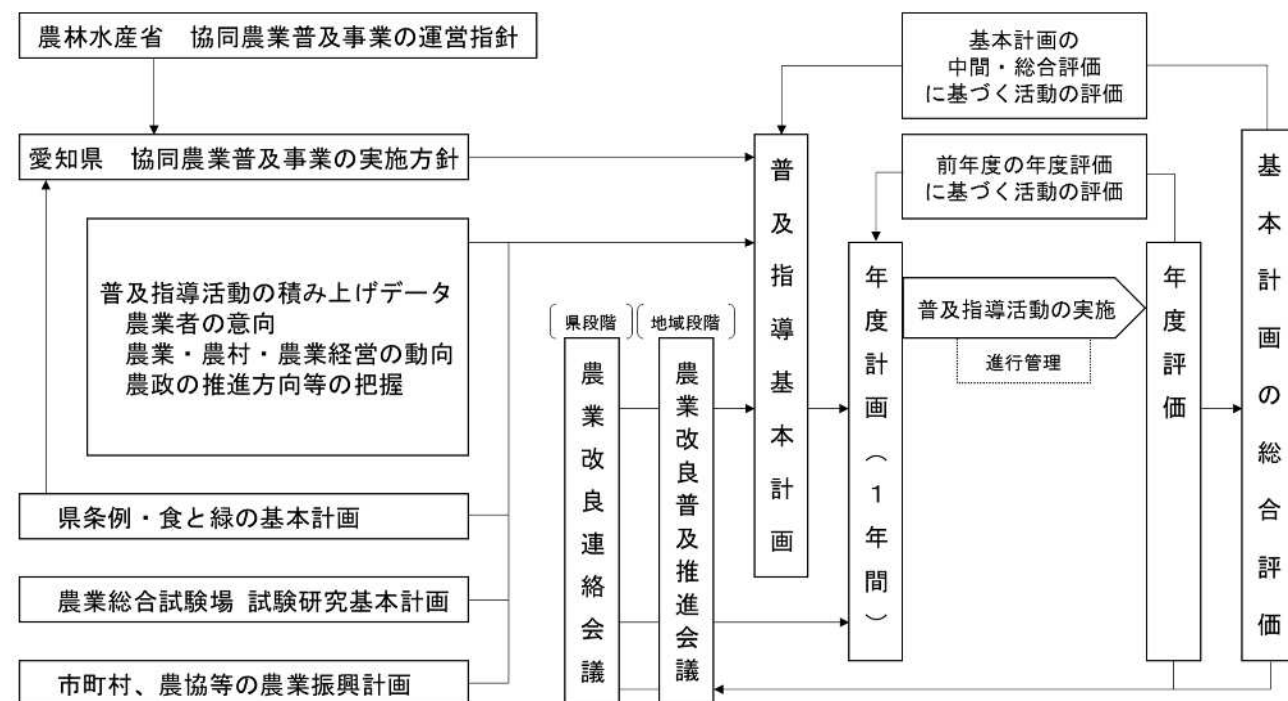
5 普及指導活動の対象 (普及指導基本計画 (R3.3 策定) より)

○重点指導対象農家：9,506 戸

普及指導活動の対象は、農業経営や地域農業の継続・発展を目指す意欲的な経営体・担い手及びその組織・集団等を中心とし、波及効果を考慮する。

6 普及指導計画の概要

○普及指導計画の策定、活動の実施及び評価は次の手順で行う。



○普及課題は、地域農業や農村の実態、農政推進上の課題、農業者のニーズ、新技術の開発状況等を踏まえ、県と関係機関・団体及び民間企業等との役割分担を整理しつつ、公的機関が担うべき分野（食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動）を念頭に、必要性及び緊急性が高いものについて重点化する。

部門別普及課題数 (令和4年度)

分類	重点課題数	普及事項数	延べ担当者数
担い手育成課題	11	51	53
稲・麦・大豆・茶部門課題	11	60	36
野菜部門課題	17	97	63
花き部門課題	11	65	41
果樹部門課題	11	49	35
畜産課題	8	38	27
総合課題	5	20	35
計	74	380	290

7 普及指導員の人材育成について

- 生産現場の技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応して普及指導活動を実施するため、「普及指導員育成計画」を策定
- 経験年数等を基本とした目指すべき普及指導員像及び求められる資質を明らかにし、人材育成に向けた取組を定めている
- 自己啓発を基本としつつ、OJT<sup>\*1</sup>を中心とし、OffJT<sup>\*2</sup>により補完するよう、計画的な研修及び調査研究を実施

※1 OJT : On the Job Training (職場での日常の業務を通して行う研修) の略

※2 OffJT: Off the Job Training (日常の業務を一時的に離れて受ける集合研修等) の略

8 民間企業、関係機関、団体との連携

- 農業技術・経営に関連する民間企業等との連携に当たっては、農業総合試験場普及戦略部が調整し、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開できるよう連携強化に努める。
- 農業改良普及課においては、農業改良普及推進会議の開催等により、行政施策を推進する市町村、営農指導を担う農業協同組合等、農業経営士、青年農業士、農村生活アドバイザー等の先導的な農業者との密接な連携を確保する